平成３０年（フ）第４号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲1002番地
債務者　北村　芳弘
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１２１５号
埼玉県戸田市下前２丁目12番10号　橋本ビル501号室
債務者　野々　篤史
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１６号
埼玉県戸田市下前２丁目12番10号　橋本ビル501号室
債務者　野々　樹里
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９９号
埼玉県上尾市大字上1303番地４　ネオフォンティーヌ205
債務者　内田　一真
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２８号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲1051番地１
債務者　荒井　貴仁
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３７号
埼玉県草加市吉町４丁目４番12―203号
債務者　中島　雅則
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４１号
埼玉県草加市氷川町1818番地　マイキャッスル氷川103号
債務者　田中　光則
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４２号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目27番地10
ベルハウス北春日部201
債務者　大高　俊一
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４８号
埼玉県三郷市彦成１丁目79番地　ミタテラスD
債務者　安藤　　良
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７５５号
埼玉県春日部市花積217番地１　ルネ春日部10―204
債務者　諸見里円唯
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県丹波市氷上町賀茂255番地３
債務者　兼古　　茜
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第５７６５号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目２番地の16（202）
債務者　久馬　沙弥
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２号
大阪府茨木市南安威２丁目９番24―401号
債務者　奥野　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９４号
大阪市港区夕凪１丁目５番21号　プレアール夕凪Ⅱ　３Ｂ号
債務者　松岡　　睦
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４号
静岡県浜松市東区積志町1911番地の１
債務者　長谷川亮子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
岡山市北区旭町330番地下内田改良住宅６番館103号、住民票上の住所岡山市北区旭町330番地６―103
債務者　岩上加奈子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部